

# NewsLetter

---

## | GENERAL TOPICS

---

1 .... 2015年、知的財産権出願、最大

---

## | PATENTS

---

1 .... 医薬用途発明の進歩性に関する最近の大法院判決紹介

2 .... O L E D 設備投資及び電装部品の動向

3 .... 特許満了オリジナルとジェネリックとの微妙な「神経戦」

4 .... サムスグループに関する最近の産業技術動向

6 .... L Gグループに関する最近の産業技術動向

---

## | TRADEMARKS

---

7 .... 2016年、商標法改正

---

## | GENERAL LAW

---

8 .... 環境部、化学物質調査結果及び情報公開制度運営に関する規定告示・施行

9 .... 韓国 - 外国法律事務所'合作法務法人'設立に関する外国法諮問士法改正案、  
国会本会議通過

10 .... 大法院、百貨店売場でのストリーミング音楽の使用には公演補償金支給

---

## | LEE NEWS

---

11 .... New Member: 金均泰 弁護士

# GENERAL TOPICS

## GENERAL TOPICS

### ・2015年、知識財産権出願最大値記録

特許庁は、'15年には特許、実用新案、デザイン、商標等の知財権が475,802件出願されたと明らかにした。これは、'11年から5年平均で5.2%ずつ増加したものであり、'14年に比べると7.0%が増加した数値である。特許、デザイン、商標は、'14年対比でそれぞれ1.6%、5.5%、15.4%が増えた213,694件、67,954件、185,443件、実用新案は昨年と似た水準の8,711件が出願された。

特に今年は'14年対比大企業の特許出願が9.2%減少した反面('14年：45,986件→'15年：41,744件)、中小企業が44,960件を出願し、史上初めて大企業の出願件数を上回った。企業の場合、サムスン電子(株)が6,721件、大学は韓国科学技術院が947件、公共部門では韓国電子通信研究院が2,280件を出願し、それぞれ出願人類型別特許出願1位を記録した。

産業分野別統計をみると、今年も伝統的に強勢の事務用以外の一般機械製造業(13,132件)、『コンピュータープログラミング、情報サービス業(12,708件)』、『通信及び放送装備製造業(11,707件)』、『半導体製造業(11,362件)』分野の特許出願が最も多かった。

また、出願増加率が最も高かった分野は『航空

機製造業(40.7%、'14年：428件 → '15年：602件)』で、これは無人航空機(ドローン)分野の活発な研究活動の結果とみられる、と特許庁は明らかにした。

## PATENTS

### ・医薬用途発明の進歩性に関する最近の大法院判決紹介

1.事件番号：大法院2016.1.14.宣告、2013フ2873、2013フ2880（併合）特許無効

#### 2.事件内容

(1) 発明の名称：「痛み治療用イソブチルGABA及びその誘導体」

(2) 特許登録番号：韓国特許第491282号

(3) 発明の内容：プレガバリン [3-(アミノメチル)-5-メチルヘキサン酸のS型光学異性体] の鎮痛効果に関する医薬用途発明

(4) 事件の経過：特許審判院では進歩性を否定。特許法院では進歩性を認定。大法院でも原審維持しつつ上告棄却（進歩性認定）。

#### 3.大法院の判断

(1) 進歩性判断の基準提示

# PATENTS

「提示された先行文献を根拠として、ある発明の進歩性が否定されるかを判断するためには、進歩性否定の根拠となる一部の記載だけではなく、その先行文献全体によりその発明が属する技術分野における通常の知識を有する者（以下、「通常の技術者」）が合理的に認識することができる事項にもとづき対比・判断しなければならない。そして、上記一部の記載部分と背馳するか、これを不確実にする他の先行文献が提示された場合には、その内容も総合的に考慮して、通常の技術者が該当発明を容易に導出することができるかどうかを判断しなければならない。」

## （２）具体的な判断内容

「通常の技術者が、甲第 17 号証の発明の特許請求範囲に記載の、プレガバリンが脳の GABA レベルを上昇させるという不確実な事実をそのまま受け入れ、これにもとづいて GABA レベルの上昇が鎮痛効果をもたらすという追加事実を結合させてプレガバリンの鎮痛効果を導出することは容易ではない。」

「通常の技術者が甲第 6 号証に記載の、Gabapentin の抗痙攣作用がサブユニットとの結合によって発生しえるという不確実な仮説にもとづき、プレガバリンもサブユニットに Gabapentin と競争的に結合し、プレガバリンが Gabapentin のような抗痙攣効果があるという事実を加えて、プレガバリンが Gabapentin のように鎮痛効果があるという事実を導出することは容易ではない。」

## 4. コメント

今回の大法院判決は、先行文献に特許発明の進歩性を否定しえる一部の記載があるとしても、上記記載と背馳するか該記載を不確実にする他の先行文献が提示された場合には、これを考慮して進歩性を認めることができるとし、進歩性認定の範囲を広げたという点で意味があると思われる。

## ・O L E D 設備投資及び電装部品の動向

証券会社の情報によれば、2016 年と 2017 年に韓国のサムスンディスプレイ、L G ディスプレイを含む中国、日本の企業が本格的な有機発光ダイオード（O L E D）の設備投資を行い、総計 35 兆ウォン台の投資が行われることが予想される。2016 年に 13 兆 1000 億ウォン規模の、2017 年に 21 兆 5000 億ウォンの投資を行い、史上最大値を更新する見通しだ。

特に今年も、中国の新進 O L E D メーカーが投資を本格化させる。2016 年上半期だけでも、B O E、トゥルーリ、エバーディスプレイ等中国の 8 社が第 6 世代 O L E D 投資を開始する計画である。これらの会社の投資規模をすべて合わせると 14 兆ウォン規模に達する。ディスプレイ業界の関係者は、「サムスンディスプレイ、L G ディスプレイなどの現在の O L E D 設備投資状況をもとに計算すると、韓国、中国等

# PATENTS

で来年までに月5万枚規模の7つのOLEDラインが新設されることになる。アップルのiPhoneがOLEDを早期に採用するなど、短期的に市場需要が大幅に増加するほどの変数がない限り、早期に供給過剰となることもありえる。」と説明した。

一方、サムスンとLGの代表電子部品系列会社であるサムスン電機とLGイノテックが、自動車部品事業で独自に生存のための突破口を設けている。LGイノテックの場合、2015年に車両部品の売上高が25%も増え、サムスン電機も2015年に開始した電装部品事業チームを通じて、2017年からは成果をおさめることを目標にしている。

LGイノテックは2015年第3四半期末基準で、自動車用通信モジュールの世界市場シェアが29.5%と市場支配力を強化した。また、LGイノテックは、車両用カメラモジュール、バッテリー管理システム、DC（直流）-DCコンバータ（変換器）、デュアルクラッチトランスミッション（DCT）用モータなどを自動車・1次部品メーカーに供給している。

2012年に電装部品市場に進出したサムスン電機は、車両用カメラモジュールと積層セラミックコンデンサー（MLCC）、車両用携帯電話無線充電モジュールなどの製品を作り、BMWなど、一部の自動車メーカーに供給している。また、2015年から電装部品事業強化のため、専門会社を買収・合併（M&A）すると公開した。さらに、今年になってサムスン電子は

電装部品チームを新設し、サムスンSDI、サムスンディスプレイ等の他の系列会社との相乗効果も期待している。

## ・特許満了オリジナルとジェネリックとの微妙な「神経戦」

最近、ジェネリックがオリジナルを凌駕する現象が発生し、オリジナルを保有している製薬会社も防御態勢を固めている。

勃起不全の治療剤である「バイアグラ」と「シアリス」、前立腺肥大症及び脱毛治療薬である「Avodart」等の市場では、ジェネリックの「逆転」現象が発生し、後発走者であるジェネリックがいかにして市場への定着に成功したかを説明してくれている。

これらのジェネリックは、手頃な価格、製品のネーミング、様々な剤形による差別化、医師を対象としたシンポジウムなどによる認知度の上昇を図った。

バイアグラジェネリックとシアリスジェネリックは、いずれも既存のオリジナル製品よりも価格が4分の1水準である。また、シアリスジェネリックの名前を見てみると、大部分が男性の力を連想させる品名であり、このような名前を通して自然に製品の特性を知らせながら認知度を高めた。

Avodartジェネリック市場も同様である。これらのジェネリックの薬価は900ウォンだったが、現代薬品の「Damodat Cap.」は540ウ

# PATENTS

オン、SAMJIN製薬の「アドタ軟質カプセル」とCHODANG薬品の「Dutalex Soft Cap.」は709ウォン、UNITED製薬の「Avotan Soft Cap.」は787ウォン、JW中外製薬の「ネオダーツ軟質カプセル」は約700ウォンに製品価格を引き下げて市場を攻略した。

ハンミ薬品のDUTED Soft Cap.は、様々な容量の変化に焦点を合わせた。18mmであった既存の製品サイズを10mmに減らし、350mgの内容物を112mgに減少させて服用の利便性を高めた。

この他にもジェネリックを出した製薬会社は、錠剤だけでなく、フィルム型、粉末型、チューイング錠など、様々な剤形で差別化を図り、医師を対象とした全国的なシンポジウムを開催してオリジナルと差異のない効果を積極的に説明して認知度の上昇を図った。

しかし、オリジナルを保有する製薬会社の防御も相当なものだ。オリジナルが蓄積してきた「臨床データ」は、医師から信頼されているという確固たる自信があるからである。

シアリスを保有するLillyは、最近発売されたジェネリック製品が「勃起不全」のみに焦点を合わせて「強い力」、「長い持続時間」などを強調するのに対し、シアリスは「治療剤」であるという方向を固守して差別化している。

また、シアリスは、勃起不全の治療の他に、良性前立腺肥大症、勃起不全を伴う良性前立腺肥大症に対する適応症も有しており、中でも毎日5mg服用法は、世界初にして唯一の承認

を受けたものであるため、国内にリリースされた2009年から医師の信頼を得ている。

Avodartを保有しているGSKは、一種の防御戦略として双子の薬の発売を選んだ。GSKと手を組んだHANDOK TEVAはAvodartと同じ原料、同じ工場、同じ工程で生産される「ザイガード」を788ウォンで出した。

まだオリジナルを好む雰囲気は優勢だが、オリジナルとジェネリックの選択問題には依然として意見が入り乱れている。

K大学病院の泌尿器科教授は、「勃起不全治療剤のようにオリジナルを逆転したジェネリックは特殊なケースだ。がんや慢性疾患、長く服用すべき薬であるほど医師は‘臨床データ’の蓄積度を問題にする。ジェネリックの発売により、既存のオリジナルの処方額が減りはするだろうが、いくつかの疾患を除けば、しばらくの間はオリジナルを好む雰囲気が続くだろう。」と述べた。

## ・サムスングループに関する最近の産業技術動向

**1. サムスン電子、メモリ投資大幅に縮小**—サムスン電子が市場状況の悪化に備えて、今年の投資を大幅に削減するという見通しが出た。グローバル市場調査会社のHISによれば、今年、サムスン電子のNAND型フラッシュ（NAND Flash）半導体投資見通しは20億ドルで、昨年33億ドルに比べて急減した。

# PATENTS

Dラム半導体投資の見通しも53億ドルで、昨年より10億ドル減少する予想である。投資を削減する理由は世界的な景気萎縮のためである。世界的な景気萎縮により、IT製品の需要が全般的に下落した。一方、サムスン電子とは異なり、競合他社は投資を拡大する。SKハイニックスは6兆ウォン以上を投資して昨年と同様の水準を維持すると発表した。NAND型フラッシュ半導体に関連して、東芝は34億ドルを、マイクロンは23億ドルを、インテルは15億ドルを投資することが予想される。半導体業界の関係者は、サムスン電子はDRAM分野で10ナノ台(10nano-class)の技術を適用した製品を今年から量産して20ナノ台(20nano-class)に留まっている競合他社とのギャップを広げ、NAND型フラッシュ分野で3世代(48段)V-NAND型(3rd generation (48-layer) V-NAND)の割合をより拡大することで、投資を抑えながらも高付加価値製品を中心に収益性強化に焦点を合わせることが予想されると伝えた。

**2. サムスン電子、世界初、4ギガバイトHBM DRAM量産** - サムスン電子が既存する最高速度のDRAMよりも7倍以上速い、次世代4ギガバイトHBM2 DRAM(4 Gigabyte (GB) High-Bandwidth Memory2 (HBM2) DRAM)を本格的に量産すると明らかにした。サムスン電子は、これにより次世代グラフィックスDRAMと超高性能コンピュ

ーティング(HPC)(High Performance Computing (HPC))市場を先占するという戦略である。今回の4GB HBM2 DRAMは、サムスン電子の最新20ナノ工程を適用した8ギガビット(8 Gigabit (Gb))HBM2 DRAMの4つから成っている。1つのバッファチップ上に4つのコアチップを積んで、各チップをTSV bumpで接続した構造である。特に、8Gb HBM2 DRAMチップには、既存の8Gb TSV DDR4よりも36倍以上多い5000個以上の穴を開ける高難易度TSV技術が適用された。サムスン電子は今年上半期中にこれより容量が2倍以上の8GB HBM2 DRAMも量産する計画である。また、市場の先占と世界的な需要の増加に応じ、HBM DRAMの生産比率を拡大する方針である。

**3. サムスン電子、「3Dクロスポイント」半導体開発** - サムスン電子がインテルに続いて次世代メモリ半導体に数えられる3Dクロスポイント技術を独自に開発した。この技術は、代表的な次世代メモリ技術である抵抗性メモリ(ReRAM)の特性に基づいており、3次元交差点構造を有する高密度のメモリ半導体である。インテルが昨年発売した3Dクロスポイント技術とも原理上ほぼ同じである。まだ実際に製品化されていないが、理論的には3Dクロスポイントはデータアクセス速度を従来のNANDよりも1000倍高めると言われている。サムスン電子は、この技術を様々な製品群

# PATENTS

に拡大適用することを検討しているが、直ちに商用化する計画はまだない。インテルとマイクロンが昨年 3 Dクロスポイント技術を適用した製品の量産を宣言しており、今後の市場状況に応じて必要な時にすぐに対応できるように開発を完了したものと見られる。

**4. サムスン電子、O L E D 超える Q L E D 出す** – サムスン電子がQuantum Dot (QD) を活用したディスプレイ「量子ドット発光ダイオード (Quantum dot Light Emitting Diode (QLED))」を準備中である。早ければ来年には量産できる予定で、次世代 T V 市場をかけた競争が予想される。Q L E D は 2 ~ 1 0 ナノメートルサイズの半導体粒子である量子ドットを活用して、backlight unit なしでも O L E D のように自ら光を出す発光素子である。サイズと電圧に応じて赤、緑、青等の様々な光を出すことができ、O L E D よりも長い寿命、高い色再現率 (Color gamut) 、低製造コストが利点である。サムスン電子の関係者は、量子ドットはカラーフィルターなしに自ら発色することから、カラーフィルターを使う O L E D (Organic Light Emitting Diode) T V よりも、本来の意味で発光素子であるということができると明らかにした。

**5. サムスンディスプレイ、アップルとフレキシブル O L E D 契約、事実上確定** – サムスンディスプレイがアップルにiPhone向けフレキシブル O L E D を供給することが分かった。最大 9 兆ウォン

規模の設備投資が予想される。これによれば、サムスンディスプレイは L T P S L C D からフレキシブル O L E D に変わるアップルのiPhone向けパネル供給市場で最も多くの物量を確保する 1 次サプライヤーとなる。

## ・ L G グループに関する最近の産業技術動向

**1. L G イノテック、素材・素子次世代成長動力として育成** – L G イノテックが次世代成長動力として素材・素子事業を育成する。L G イノテックはメタルパワーインダクター及び 2 メタルチップオンフィルム事業に進出すると発表した。L G イノテックがメタルパワーインダクターと 2 メタルチップオンフィルムを次世代成長動力として選んだのは、素材・素子が高付加価値事業であるからである。会社は今年 7 0 0 億ウォンを投資して量産体制を構築する計画である。早期事業化のために企業買収も検討している。3 年以内に素材・素子事業だけで 2 0 0 0 億ウォン台の売り上げを収めることを目指している。メタルパワーインダクターは、スマートフォン、ディスプレイ、自動車などの内部回路に取り付けられ、電流の流れを最適化する素子である。過電流などによる誤動作を軽減し、デジタル機器が確実に動作できるようにする。2 メタル・オン・チップフィルムは、スマートフォン、T V 等に取り付けられるディスプレイパネルを driving chip、main circuit

# TRADEMARKS

boardと接続する部品である。折ったり丸く巻くことができ、曲面フレキシブルディスプレイが適用されたスマートフォンやスマートウォッチなど、デザインを多様化することができる。事業準備と研究開発期間だけでも10年前後ほどかかるが、LGイノテックはメタルパワーインダクターは現在運営中のプリント回路基板と生産工程が類似しており、2メタルチップオンフィルムもベースとなるtape substrateとHDI substrate、semiconductor substrate技術を保有しているため、早期の商用化が可能であると判断している。

**2. LGディスプレイ、第6世代フレキシブルOLED生産方向** - LGディスプレイが慶北亀尾に第6世代フレキシブルOLED生産ラインを2分割（two-separating）工程方式で運営する。5インチ以上の大画面スマートフォンを中心に、OLEDパネルを供給するサムスンディスプレイと同様の方式である。LGディスプレイは新しい6世代ラインマザーガラス分割方式をめぐって長い間悩んできた。マザーガラス分割方式は製造原価に大きい影響を与える。マザーガラスを細かく分割するほど、それを処理する基板が多くなって、時間とコストが増える。しかし、面積が大きければ大きいほどパネルに不具合が発生する可能性が大きくなるので、むやみに大面積を固守することはできない。特に、LGディスプレイは、様々なスマートフォンメーカーの需要を満たす必要があるため、効率を最大化できる方式の選択に時間がかかった。業界関係者は、

「重要な意思決定がなされたので、生産ラインの造成が加速するだろう。」と期待した。

## TRADEMARKS

### ・2016年、商標法改正

韓国の改正商標法が2016年2月29日付で公布された。2016年9月1日施行予定。関心の的であった商標共存同意制度は、さらに検討が必要という指摘がなされ今回の改正には含まれなかった。主要改正内容は次の通り。

#### 1. 不使用登録商標の取消が容易に

改正法によれば、これまで利害関係人にのみ認められていた不使用取消審判の請求が誰でも可能になった。これにより累積した不使用商標の登録をより簡便な手続きにより取消ことができ、商標選択の範囲が拡大するものと思われる。反面、商標権者の立場としては、商標がその登録から3年が経過すればいつでも不使用を理由にその登録を取消されるおそれがあるので、商標の使用証拠の確保等、商標権管理にさらに注意を傾けなければならない。

また、不使用取消審判が確定した場合、その商標権の消滅時期を‘審判確定日’ではなく、‘審判請求日’に遡及させることで、不使用の商標



# GENERAL LAW

権にもとづき民刑事上の訴訟を提起する商標権濫用行為の根絶を目指す。

一方、不使用取消審判請求日以前の3ヶ月間における使用行為を、取消を免れるための名目的使用と推定する案に対しては、商標権者の自由な商標使用期間を事実上3ヶ月短縮させる等のおそれがあるという理由で、改正法には含まれなかった。

## 2. 商標登録の認否判断時点の変更

改正法は商標登録を受けられない商標かどうかに対する判断時期を原則的に‘商標登録決定時’にすることにした。現行法には、出願商標に対する不登録事由の有無を出願時を基準として判断することで、瑕疵があるか既に消滅しているにもかかわらず、出願時には存在していた登録商標があるという理由で出願商標が拒絶され、同一な商標を改めて出願しなければならない不便さがあった。改正法では、商標出願後から登録認否を決定する時点までに発生した変化を考慮し、商標登録の認否を判断することができるようになったことで、出願人の便宜を計ることができるようになった。

## 3. 商標権消滅後1年間の商標出願制限規定を削除

改正法では、他人の登録商標権の消滅後1年間は、それと同一類似する商標を出願できないようにした現行法規定を削除した。これにより1

年を待つことなく迅速な商標登録を受けられるようになり、出願人の営業活動の活性化に寄与することができるものと思われる。

## 4. 商標、標章等の概念整備

改正法では‘商標’を‘自身の商品と他人の商品を識別するために使用する標章’のように簡潔に定義するとともに、‘標章’とは‘記号、文字、図形、音、匂い、立体的形状、ホログラム・動作、又は色彩のことで、その構成や表現方式に関係なく、商品の出所を表すために使用される全ての標識のことをいう’とすることで、商標となりえる標章の類型及び方式に制限がないことを明示的に規定した。また、サービス標と商標を区別せず商標として一元化した。

## 5. 商標の‘電子的使用’を使用として認定

改正法では‘電気通信回線を通して提供される情報に電子的方法で表示する行為’が、商標の使用行為のひとつとして明示された。

## GENERAL LAW

### ・環境部、化学物質調査結果及び情報公開制度運用に関する規定を告示・施行

環境部は2015年12月31日、化学物質管理法による化学物質統計調査と排出量調査結

# GENERAL LAW

果、化学物質取扱情報公開に関する基準、公開手続及び化学物質情報公開審議委員会の審議手続等の内容を盛り込んだ規定を告示した。

化学物質取扱事業場が公開しなければならない情報の範囲は、事業場の一般情報(会社名、代表者、所在地、管轄環境庁、産業団地)、有害化学物質最大保管・貯蔵量及び化学事故発生現況(保管・貯蔵施設の最大規模、化学事故発生件数)、化学物質取扱現況(製品別名称、混合物の有無、物質別年間在庫量及び使用・販売量)、排出量調査対象化学物質別排出・移動量(大気・水系・土壌排出量、自家埋立量、廃水・廃棄物移動量)等だ。しかし、公開すれば国家安全保障、秩序維持又は公共福利に顕著な支障を与える場合、情報の信頼性が低く混乱をもたらす場合、企業の営業秘密と関連して化学物質情報公開審議委員会にて公開せずともよいとされた場合には、公開対象情報から除外される。

環境部長官は、化学物質統計調査及び排出量調査を完了した後、事業場別に官報に掲載するか、インターネットホームページにその結果を掲示しなければならない。しかし、化学物質情報公開審議委員会にて審議中又は審議の結果未公開が決定した事項については公開しない。一方、化学物質統計調査や排出量調査表を作成・提出した化学物質事業場が、当該資料の保護を求める場合、資料保護要請書と審議申請書を提出し、資料保護対象となるか

否かに関する検討を受けなければならない。

また、環境部長官は化学物質取扱者が法に違反したり、環境部長官の命令を履行しない場合、疎明の機会を付与する手続を経た後に、該当化学物質取扱情報をインターネットホームページに掲示しなければならない。

このような規定は、2015年12月31日から施行され、環境部は2016年1月15日、企業と市民団体を対象に公開制度に関する説明会を開催した。説明会に参加した企業は化学物質取扱事業場の資料提出にともなう営業秘密漏えいの恐れに対し、最も大きな憂慮を示した。環境部が今度施行される情報公開制度をどのように改善していくかが注目される。

## ・韓国-外国法律事務所'合作法務法人'設立に関する外国法諮問士法改正案、国会本会議通過

国会は2016年2月4日に本会議を開き、韓国法律事務所と外国法律事務所の'合作法務法人'設立を認める内容の外国法諮問士法改正案を通過させた。改正案は在席議員195名中、賛成190名、棄権5名で可決された。

改正法によれば、合作法務法人は韓国弁護士、外国法諮問士(外国弁護士で韓国法務部長官の資格承認を受け、大韓弁護士協会に登録した者)を雇用し、外国法事務及び一定範囲の韓国法事務を遂行することができる。合作

# GENERAL LAW

に参与する韓国及び外国法律事務所はいずれも3年以上運営され、経歴5年以上の弁護士5名以上を保有しなければならず、外国法律事務所の持分率と議決権は49%に制限される。また、既存の外国法諮問士だけでなく外国弁護士も、一時入国を通して国際仲裁事件を代理することができるようになる。

韓国駐在のアメリカ、イギリス、ヨーロッパ連合、オーストラリアの各大使等は、法制司法委員会の1小委にて、2015年1月7日この法案が議決されるや国会を訪問又は声明書を出して法案修正を要求し、立法権侵害、内政干渉騒ぎをかもしたことがある。これにより当時予定されていた法政司法委員会全体会議の日程が延期された。

駐韓外国大使たちは、外国法律事務所の持分と議決権を49%以下に制限し、3年以上運営された韓国法律事務所との合作のみを認めたこと、遂行可能な法律事務の領域を制限し、法律事務所の営業範囲を制限しすぎていることに対し修正を要求した。

しかし、合作法務法人の設立手続、業務遂行範囲、合作に参与する法律事務所の資格要件等に関する法案内容は、修正されないまま、そのまま国会を通過した。

この改正法は、韓・EU、韓・米自由貿易協定(FTA)に規定された3段階法律市場開放を履行するためのもので、3段階解放はFTA発効から5年後になされることになっており、ヨーロッパ連合に対しては2016年7月、アメリカに対しては

2017年3月以降に適用される。

## ・大法院、百貨店売場でのストリーミング音楽の使用には公演補償金を支給しなければならない

大法院は2015年12月10日、韓国音楽実演者協会と韓国音盤産業協会が現代百貨店を相手取って出した‘公演補償金’訴訟にて、現代百貨店の上告を棄却した。これにより現代百貨店は2億3,528万ウォンを支給する義務が確定した。

現代百貨店は、オンライン音楽流通事業者であるKTミュージックからストリーミング方式で受信した音楽を売場でリアルタイムに再生した。ストリーミングはインターネットから音声をリアルタイムで再生できる技術だ。現代百貨店はKTミュージックに毎月‘売場音楽サービス利用料’を支給し、KTミュージックは‘売場音楽サービス利用料’の一部を再び韓国音楽実演者協会と韓国音盤産業協会に‘デジタル音声送信補償金’という名目で支給した。ところが、同‘デジタル音声送信補償金’には‘公演補償金’が含まれていなかった。

韓国著作権法第76条の2第1項、第83条の2第1項によれば、‘販売用音盤’を‘使用’して公演する者は、公演補償金を該当実演者や音盤製作者に支給することになっている。従って、ストリーミング音楽の再生が‘販売用音盤’を‘使用’した公演に該当するか否かが本件の争点となった。

# LEE NEWS

大法院は‘販売用音盤’には不特定多数に販売する目的で製作された音盤だけでなく、どのような形態であれ販売を通して取引に提供された音盤がすべて含まれ、‘使用’には販売用音盤を直接再生する直接使用だけでなく、販売用音盤をストリーミング等の方式を通して再生する間接使用もこれに含まれると解釈し、現代百貨店がデジタル音源をストリーミング方式で売場に再生した行為は、販売用音盤を使用して公演する行為に該当すると判断した。

これは、音楽消費方式の変化を反映して‘音盤’の概念を物理的媒体からデジタル媒体に拡大したものと解釈され、国際的保護水準に合わせ、公演補償請求権を付与した韓国著作権法第76条の2第1項、第83条の2第1項の規定が2009年3月に新設されてから、初めて適用された大法院判決である。

## LEE NEWS

### ・New Member: 金均泰 弁護士



金均泰弁護士は、長い実務経験を備えた訴訟専門弁護士で、これまで知識財産、一般企業法務及び国際貿易業務と関連して法律諮問を提供するとともに、民事、家事、行政、刑事事件等の多

様な分野で訴訟業務を行ってきました。

金均泰弁護士は、1998年にソウル大学法学科を卒業、1999年に第41回司法試験に合格し、司法研修院を第31期で修了しました。その後、軍法務官として任官、水原地方法院判事、ソウル中央地方法院判事、全州地方法院判事、議政府地方法院判事等を歴任しました。

### ・リ・インターナショナル、‘Chambers Asia-Pacific’ 2016 - ‘Intellectual Property, International Trade, Real Estate’分野の優秀法律事務所に選定



リ・インターナショナルが世界的な法律メディア‘Chambers & Partners’が発行するアジア・太平洋地域法律市場評価誌である‘Chambers Asia-Pacific’2016年版にて‘Intellectual Property, International Trade, Real Estate’分野の優秀法律事務所に選定されました。

### ・リ・インターナショナル、‘World Trademark Review’ - ‘Prosecution and Strategy’分野の優秀法律事務所及び専門家に選定

# LEE NEWS



リー・インターナショナルが'World Trademark Review'が選定する The World's Leading Trademark Profes-

sionals2016にて、下記の通り'Prosecution and Strategy' 分野の優秀法律事務所に選定されました。

また、当所所長の羅榮煥及び弁理士の任瑞英が、The World's Leading Trademark Professionals. 2016 Individuals 'Enforcement and Litigation'分野及び'Prosecution and Strategy'分野の専門家としてそれぞれ選定されました。



# Lee International

IP & LAW GROUP

Since 1961



## Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんあらゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率のもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータープログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。